

第4章 廃棄時におけるフロン類及び第一種特定製品の引渡し(廃棄等実施者)

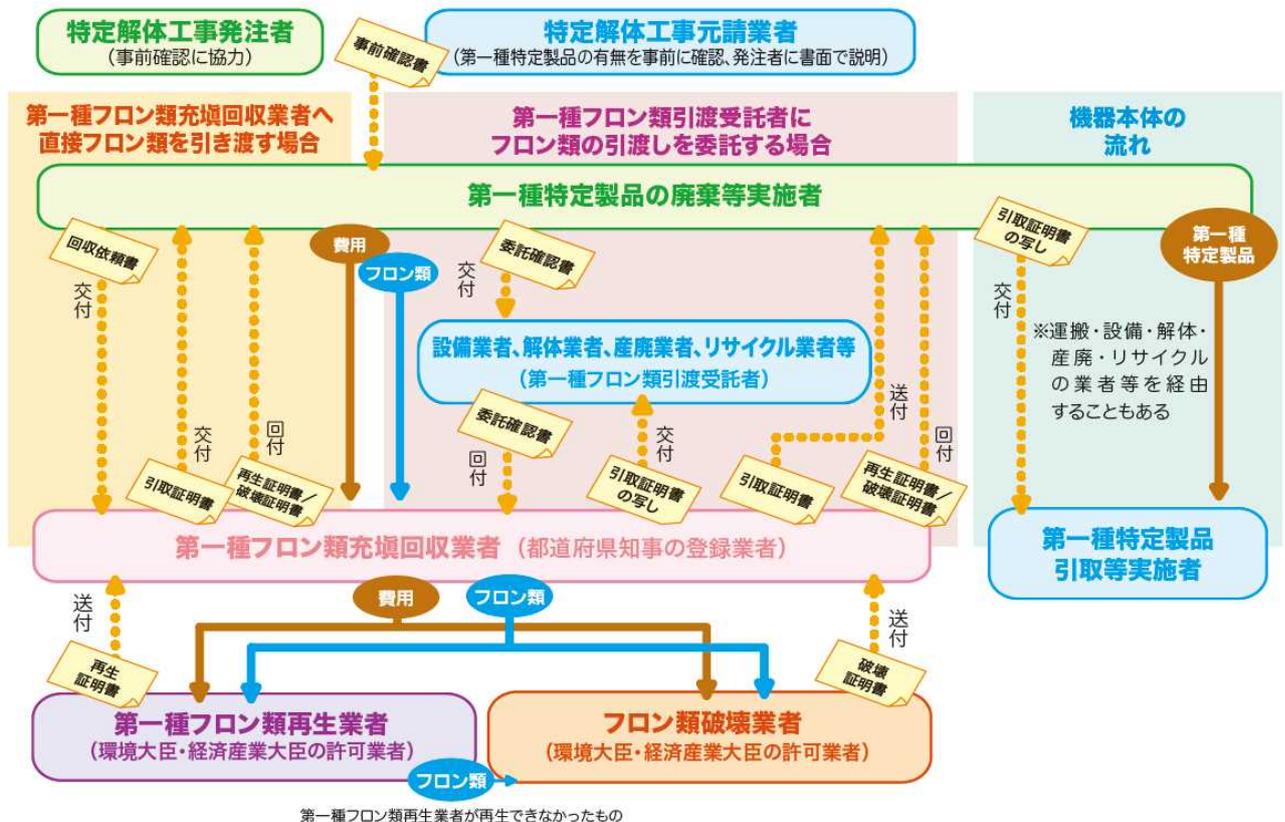
【全体説明】

第一種特定製品の廃棄等を実施する管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)は、「第一種フロン類充填回収業者」が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、「第一種フロン類充填回収業者」にフロン類を引き渡すか、建物解体業者等にフロン類の引渡しを委託する必要がある。

フロン類の引渡しにあたっては、(2)のとおり、行程管理制度に従い、引渡し方法に応じて、回収依頼書・委託確認書の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付又は送付される引取証明書の保存を行う必要がある。なお、引取証明書の交付又は送付がなされないときは、その旨を都道府県知事へ報告する必要がある。

また、廃棄等実施者が第一種特定製品を廃棄物・リサイクル業者等に引き渡すときには、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを明らかにするため、引渡し先の廃棄物・リサイクル業者等に引取証明書の写しを交付する必要がある。なお、第一種特定製品の引渡し先の廃棄物・リサイクル業者等にフロン類の回収依頼等をする場合には、フロン類が充填されたまま第一種特定製品を引き渡すことができるが、その場合は引渡し先の廃棄物・リサイクル業者等に回収依頼書等を交付する必要がある。

図 16 機器廃棄時におけるフロン類の引渡しの流れ



(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

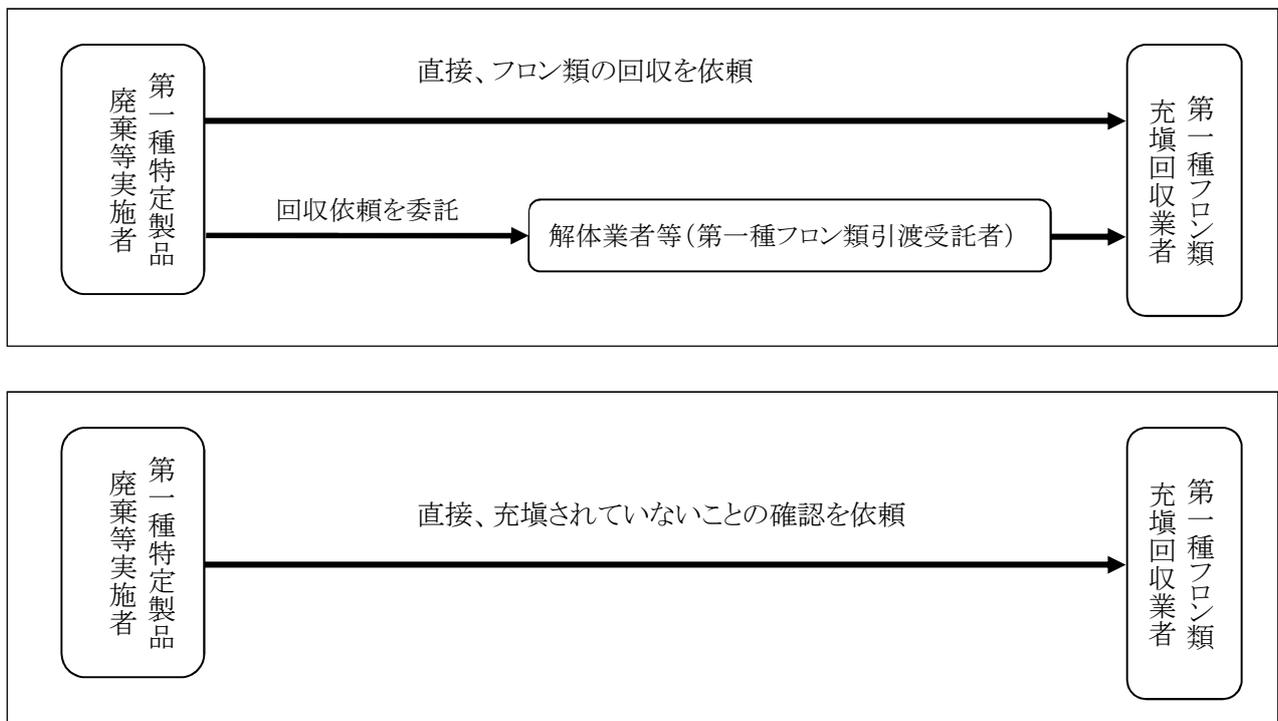
法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【解説】

第一種特定製品の廃棄等を実施する管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを建物解体業者等に委託する必要がある。

なお、第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合には、第一種フロン類充填回収業者による、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を受ける必要がある。つまり、廃棄等を行おうとする第一種特定製品について、フロン類が充填されていないことを第一種特定製品廃棄等実施者が自ら判断することは認められていない。

図 17 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し方法、充填されていないことの確認を受ける方法



(2) 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等(行程管理制度)

- 法第 43 条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面(第3項及び第 105 条において「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。
- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第1項及び第 105 条において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等

- 施行規則第 27 条の2 法第 41 条の規定による確認は、次により行うものとする。
- 一 第一種フロン類充填回収業者が第 40 条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。
 - 二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「確認証明書」という。)を交付すること。
 - イ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - ロ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数
 - ハ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在
 - ニ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ホ 確認証明書の交付年月日
 - ヘ フロン類が充填されていないことを確認した日
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項第2号の規定により交付をした確認証明書の写しを当該交付をした日から3年間保存しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第1項第2号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から3年間保存しなければならない。

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への回収依頼書の交付

施行規則第 28 条 法第 43 条第1項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあっては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が回収依頼書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 三 フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項

施行規則第 29 条 法第 43 条第1項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 回収依頼書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付

施行規則第 30 条 法第 43 条第2項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項

施行規則第 31 条 法第 43 条第2項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の写し等の保存期間

施行規則第 32 条 法第 43 条第3項の主務省令で定める期間は、3年とする。

再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

施行規則第 33 条 法第 43 条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 五 承諾の年月日
- 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第1号及び第 36 条第1号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間

施行規則第 34 条 法第 43 条第4項の主務省令で定める期間は、3年とする。

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付

施行規則第 35 条 法第 43 条第 5 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

施行規則第 36 条 法第 43 条第 5 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付

施行規則第 37 条 法第 43 条第 6 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項

施行規則第 38 条 法第 43 条第 6 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間

施行規則第 39 条 法第 43 条第 7 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

【概要】

フロン類の行程管理のため、第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡し方法に応じて、書面(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書)の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。

また、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を受けた場合は、第一種フロン類充填回収業者から交付される確認証明書の保存を行う必要がある。

【解説】

① 引渡し方法ごとの交付・保存する書面

引渡し方法ごとの交付・保存する書面は次のとおりである。

表 30 フロン類の引渡し方法と交付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
第一種フロン類充填回収業者に直接引き渡す場合(図 18)	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から交付)
フロン類の引渡しを解体業者等(第一種フロン類引渡受託者)に委託する場合(図 19)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から送付)
引渡しを再委託する場合(図 20)	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から送付)

② 書面の記載事項

各書面については、施行規則に定められた以下の事項が含まれていれば、様式は問わない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が発行するものがあるので参考にされたい。<http://www.ireco.or.jp/koutei.html>

表 31 書面の記載事項

書面の種類	記載事項
回収依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所 ○ 書面の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号
委託確認書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 ○ 委託確認書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
再委託承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所 ○ 承諾の年月日 ○ 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第一種フロン類引渡再受託者)の氏名又は名称及び住所

③ 引渡し、引渡しの委託等の流れ

図 18 直接フロン類を引き渡す場合

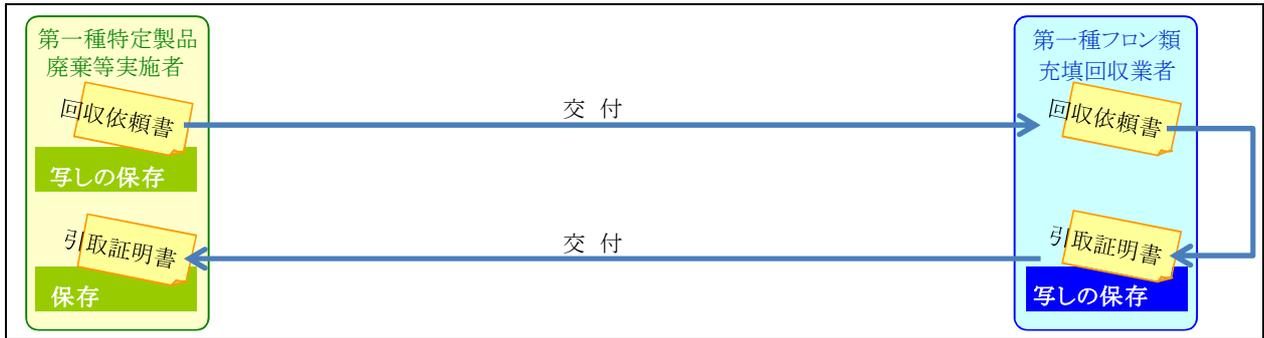


図 19 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)

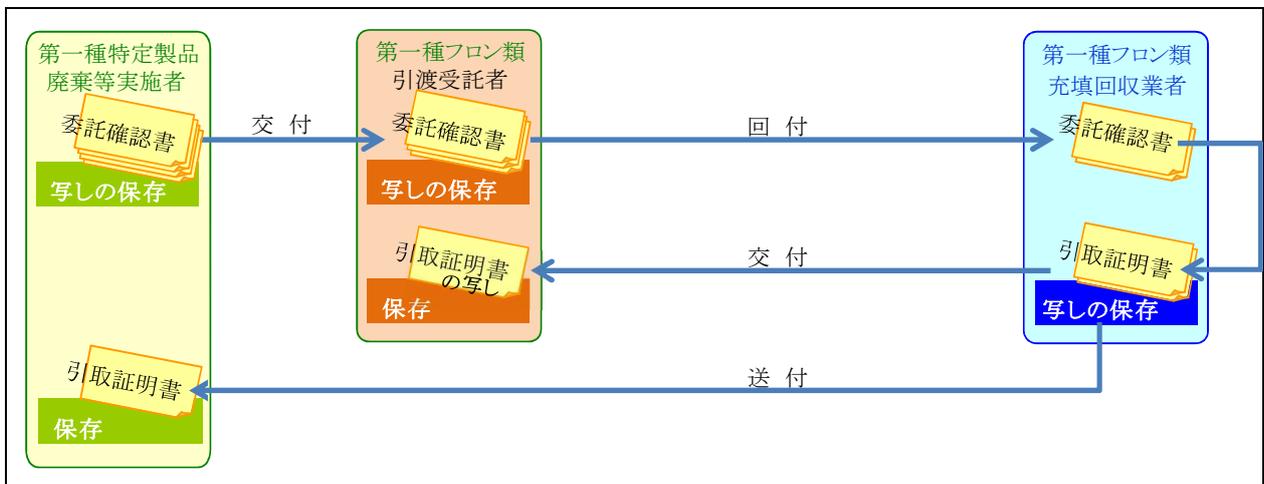
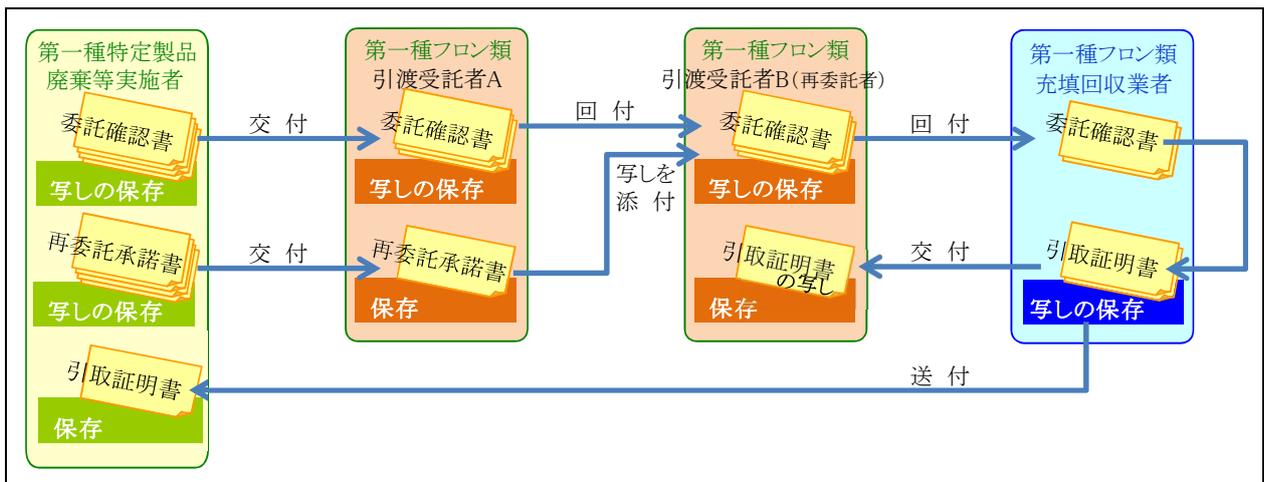


図 20 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)



(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告

法第 45 条
 4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第1項若しくは第2項の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けないとき、又は第1項若しくは第2項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者は、①所定の期間内に引取証明書が交付(又は送付)されない場合、②引取証明書の記載事項に不備がある場合、③引取証明書に虚偽記載がある場合は、都道府県知事に報告する必要がある。

表 32 フロン類の引渡し方法ごとの交付書類及び保存書類(再掲)(引取証明書の交付(送付)がない場合等に、都道府県知事に通知する。)

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
第一種フロン類充填回収業者に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から交付)
フロン類の引渡しを設備業者等(第一種フロン類引渡受託者)に委託する場合	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から送付)
引渡しを再委託する場合	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から送付)

【解説】

① 所定の期間内に交付(又は送付)されない場合

所定の期間内とは、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から 30 日である。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から 90 日である。

② 記載事項に不備がある場合

引取証明書に含まれているべき記載事項とは次のとおりである。

表 33 引取証明書に含まれているべき記載事項

- | |
|---|
| 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 |
| 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 |
| 三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 |
| 四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 |
| 五 引取証明書の交付年月日 |
| 六 フロン類の引取りを終了した年月日 |
| 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量 |

③ 都道府県知事への報告方法

都道府県知事への報告は、速やかに回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを提出して行う。

報告の書面について、様式や記載事項の定めはないが、報告年月日、報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所を記載するほか、廃棄等をしようとする第一種特定製品の状況、フロン類を適正に引き渡すために講じた措置及び引取証明書の遅延理由等を記載する。

(4) 第一種特定製品引取等実施者への第一種特定製品の引渡し

法第 45 条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2～4 (略)

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付

施行規則第 48 条の2 法第 45 条の2第1項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。

- 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が2以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。
- 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を経由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。

第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合

施行規則第 48 条の3 法第 45 条の2第1項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品引取等実施者(廃棄物・リサイクル業者等)に第一種特定製品(フロン類の引渡済のもの)を引き渡すときには引取証明書の写しを、第一種特定製品(フロン類の引渡前のもの)を引き渡すときには回収依頼書又は委託確認書を交付する必要がある。

また、フロン類が充填されていないことの確認を受けた第一種特定製品を引き渡すときには、確認証明書の写しを交付する必要がある。

なお、これらの書面を交付しない場合、廃棄等を行おうとする第一種特定製品を引き渡すことができない。

【解説】

① 引取証明書の写しを交付する場合

廃棄等をする第一種特定製品からフロン類が回収され、そのフロン類が第一種フロン類充填回収業者に引き取られている場合、引取証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等に

より送付すること等いずれの方式であっても許容される。また、引取証明書に記載された第一種特定製品に係る第一種特定製品引取等実施者が複数となる場合には、必要部数写しを作成し、それぞれに交付することが必要である。その際には、引取証明書記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

なお、第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合としては、第一種特定製品の運搬を委託する場合や第一種特定製品を建設廃棄物として処理することを前提に当該第一種特定製品が設置されている建築物等の解体工事などを発注する場合が考えられる。このような場合には、運搬を行う者や解体工事を行う者を經由して交付することができる。

② 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを行う場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が第一種フロン類充填回収業者であって、当該廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等の委託と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しを行う場合である。

この場合、第一種フロン類充填回収業の登録を有する当該廃棄物・リサイクル業者等に回収依頼書交付する、又は委託書確認書を回付する必要がある。

③ 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを委託する場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの双方を委託する場合である。つまり、当該第一種特定製品に充填されているフロン類は、当該廃棄物・リサイクル業者等を介して第一種フロン類充填回収業者に引き渡される。

この場合、第一種フロン類引渡受託者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、委託確認書を交付する必要がある。

④ 確認証明書の写しを交付する場合

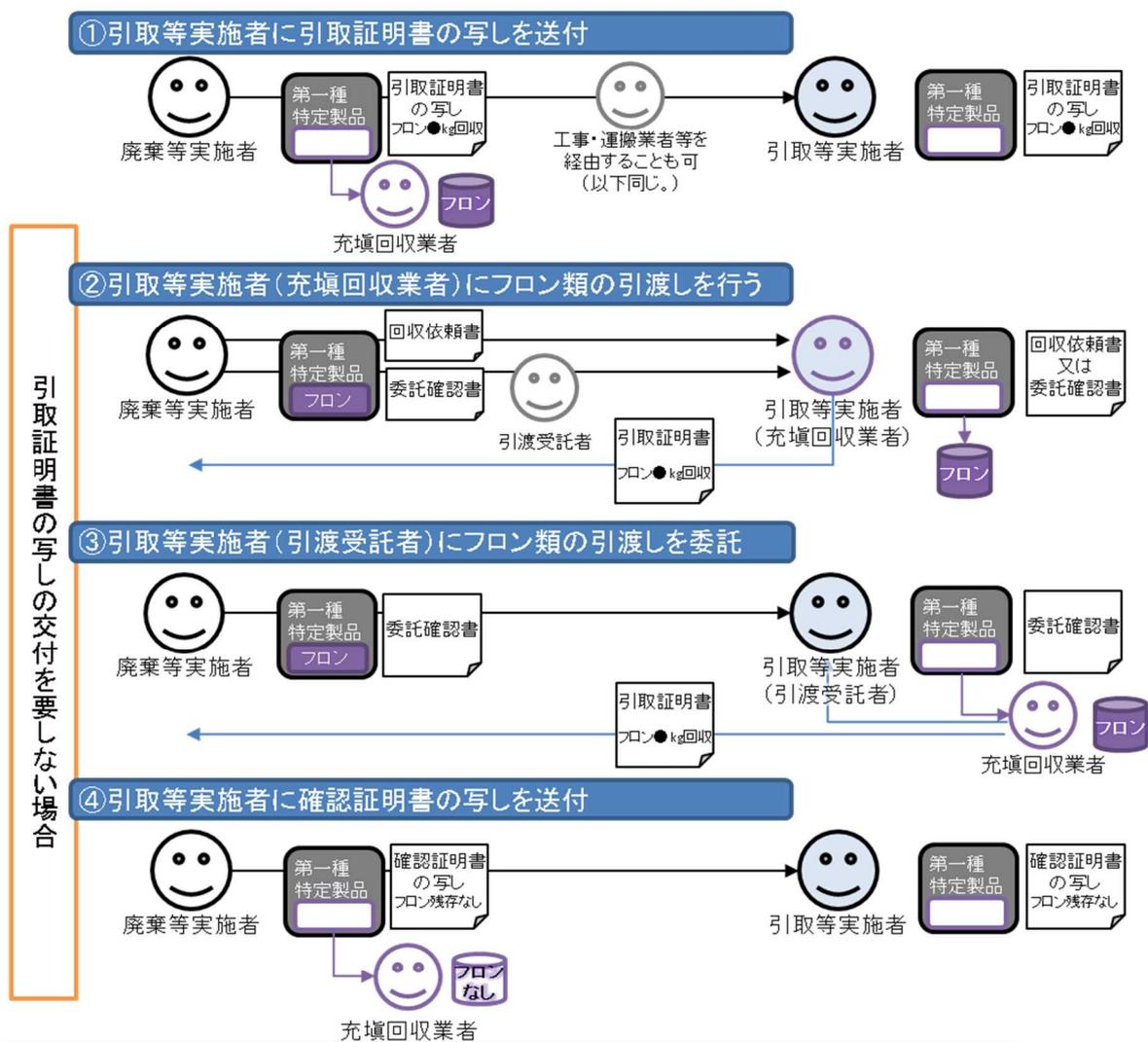
廃棄等をする第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、第一種フロン類充填回収業者によりその確認を受けている場合、確認証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により送付すること等いずれの方式であっても許容される。

⑤ 都道府県知事がやむを得ないと認める場合

上記①～④のいずれにも該当しない場合であって、かつ引取証明書の写しの交付ができないことにやむを得ない事情があり、都道府県知事が認める場合に、第一種特定製品引取等実施者への機器の引渡しが可能となる。具体的には、廃棄等実施者が法第 45 条第4項に基づく報告をした場合、土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合、非常災害により発生した災害廃棄物として処理する場合が想定されるが、これらの場合においても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が残存しないことの確認の手続きを行うことを妨げるものではない。

図 21 第一種特定製品の引渡しができる場合、できない場合



第一種特定製品の引取り等ができない場合

フロンの状況が不明のままに処分等を依頼



引取等実施者(充填回収業者)にフロンが残存しない確認を依頼

